

會學濟經學大國帝都京

經濟論叢

第五十六卷第一號
昭和十八年一月

論叢

聯關財についての覺書

文學博士 高田保馬

北支の物納小作制度

經濟學博士 八木芳之助

新經濟論理の展開

經濟學博士 柴田敬

歴史的形成立としてのナチス人間像

經濟學士 中川與之助

均衡過程と價格統制

經濟學士 中谷實

滿洲中央銀行法の改正

經濟學士 徳永清行

研究

テイツシャアの統計學

經濟學士 有田正三

說苑

明治前期の外資排除に就て

經濟學士 堀江保藏

附錄

彙報

滿洲中央銀行法の改正

德 永 清 行

一 要 請

滿洲國政府の通貨、金融政策は建國當初よりして新國家の發展に即して堅實なる步調をとることに出發した。滿洲國建國と共に通貨の統一、幣制の確立は第一次の課題として取上げられたものであり、大同元年(昭和七年)

三月十八日滿洲中央銀行創立委員の任命あり、同年六月十一日滿洲中央銀行法(勅令第二十六號)の公布あり、同月十五日滿洲中央銀行が成立し、七月一日開業のことになつた。¹⁾

滿洲中央銀行の業績は大いに刮目に値するものあり、着々として業務を伸展し、積弊を一掃するところが少からざるものであつた。就中幣制の統一については驚異的なりと評せられし程である。滿洲中央銀行の繼承せし舊紙幣は十五種にして、更に券種別に計上せば百三十六種に達し、舊紙幣額は一億四千二百二十三萬餘圓であつた。同行は舊貨幣整理辦法により舊通貨の整理に着手し、同行開業の大同元年七月一日より二箇年の期限即ち康徳元年六月末日までに舊紙幣の九三・一%の回收率を示した。更に一箇年の交換期間を追加して康徳二年六月末日までに九七・二七%の回收成績を擧げてゐる。³⁾ かくの如く滿洲中央銀行の業績は舊通貨の整理に多大の成果を收めたるのみでなく、國幣と鈔票との調整並に國幣と金票との調整についても日滿兩國の協力において推進した

1) 六月十一日貨幣法制定され新貨幣制度確立す。
 2) 滿洲事情案内所編、滿洲に於ける通貨、金融の過去及現在 pp. 84—85
 3) 前掲、滿洲に於ける通貨、金融の過去及現在 pp. 92—94

ものである。この間康德元年六月に始まりし米國の銀政策の影響によつて銀紙の開きが生ぜし際には遂に銀より離脱して金圓にリンクすることになり、康德二年九月には國幣と金圓との等價維持の實現を行ひ、通貨工作はその基礎を堅實なるものとなすことになつた。若干の考察餘地はあるとしても滿洲國の幣制の統一と幣價の安定については滿洲中央銀行史は光彩を放つたものである。

次に金融機構についても統制目標の下にこれが整備に盡力したものであり、金融機關の發展も現實に具體化したものを見る事が出来る。特殊銀行としての滿洲興業銀行は建國後滿洲國金融機構上國內産業の促進を使命として創設されたものである。更に金融機關としては普通銀行として内外銀行があり、金融合作社が存在する外庶民金融機關乃至特殊金融機關の設立されたるを見る。併し乍ら金融機關についてはその發展助長に俟つもの未だ多く、その不備なるままに機能の運營を果すためには滿洲中央銀行自ら普通業務を經營し來つたものである。

建國以來、滿洲中央銀行が通貨、金融政策にその役割を努めしは、前顯の概要においてもこれが内容を知るに困難とはしないが、ここにその業績を回顧して一應次の如く抽出することも出来るであらう。新國家における中央銀行としての滿洲中央銀行は國家的色彩の曖昧なものではなく、當時としては寧ろ強度に明確な傾向さへ帯びてゐたものである。結果は健全にして統制ある國民經濟の建設に寄與したものとひ得る。滿洲國政府が當初より謂へる「封建的地方分散的な舊滿洲を近代的中央集權的な國家體制に改編すると共に、滿洲産業經濟の一元的發達の齎す爲の基礎工作」がここにも見受けられたのである。更に一觀點を附加するならば滿洲中央銀行は爲替管理、資金統制、貯金部資金運用等の委任を受け國策の遂行に貢獻して來たものである。これを換言すれば滿洲中央銀行は國家統制の線に沿ひ來れるものとして見れば所謂國家の銀行としての地盤を構築し來つたものであ

4) 滿洲中央銀行法大同元年六月十一日公布(康德元年九月十七日、四年二月四日、同年六月二十四日、五年七月二十一日、七年十一月一日、同年十二月二十四日改正)

る。又滿洲中央銀行總分支行の占むる現狀は、銀行の銀行としての任務も保持せるに直截簡明なるものがある。又普通銀行業務に乘出してゐた實情は國民の銀行としての性格も具備してゐるものである。然るに滿洲中央銀行がここにその改組を見、中央銀行としての機能強化を傳ふに至りしは、その過去十年間の業績が中央銀行としての使命達成に缺くるを補強せんとするものといふよりも、環境がより高度なる中央銀行を要請するに至つたからである。それは中央銀行に性格上の急變を與へるものではなく、中央銀行が到達し又は到達せんとするの實態を法制化すことにおいて滿洲中央銀行の強化があり、滿洲中央銀行法の改正を取上げることが出来ると思ふ。

輒近各國中央銀行の使命は一段と強大なるものがあり、各國夫々これが對策に積極的態勢を採り來つた。日本銀行は既に第七十九回帝國議會において成立せし日本銀行法によつて新日本銀行となり政府と有機的一體性の強化において重大なる新發足を見た。⁵⁾ 滿洲中央銀行改組もこれ等先例と目的を均しくし現代國防國家完成への課題に即應するものたるや言を俟たない。日本銀行の改組は新法規において創造的に飛躍の段階に突入したものではなく、内外諸情勢に即應して國家目的を達成する金融中樞機關としての機能を制度上に具現せしめたものである。滿洲中央銀行法の改正も軌を一にするものであり、舊法に新法を比較する時積極的規定を多分に内容としたものであるが、それは中央銀行の性格を變更するものではなく、完全中央銀行たらしめんとする國家的要請の法的顯現である。もとよりそこには機構上本質的な強化を前提とした對策上の積極性を看取し得るものである。

中央銀行についての強化刷新は近時各國の趨勢であり、それは中央銀行をして國家の金融統制に支障なからしめんことを期するに發するわけである。日本における日本銀行は明治十五年六月二十七日太政官布告第三十二號による日本銀行條例を以て設立されたものであり、爾來若干の改正及び業務の追加の如きが行はれてゐるが、昭

5) 明治十五年六月二十七日太政官布告以來修正はあつたが「日本銀行條例」として存続した。今次の改正は日本銀行條例に代るに「日本銀行法」を以て置換へたものである。

和十七年二月二十四日新日本銀行法として公布されることになつた。嘗ては若干の補修が加えられたといへ依然日本銀行條例として持續してゐたものが、日本銀行法として改正されたことは法規の統一として持つ形態上の進展たるを併せて新日本銀行が大東亞金融圈の中核として持つ實質上の機能強化に意義があるわけである。ここに滿洲中央銀行法の改正されしはその由來するところ大東亞共榮圈における北方圈の動向を確保するにあるは言を俟たないけれども、滿洲中央銀行法の全面的改正の契機となりしは日本における日本銀行法の全面的改正並びに金融統制會の設立に對應するに發したものである。

豫て右改正に關する諸般の準備が進められつゝあつたが、「滿洲中央銀行法改正要綱案」並に「滿洲中央銀行法」が康徳九年（十七年）十月十四日國務院會議において可決、同二十二日參議府會議において通過せし旨報ぜられた。かくて「滿洲中央銀行法」は十月二十六日公布された。右に關しては滿洲中央銀行法改正要綱と滿洲中央銀行法改正に關する政府當局談が、今次改正の宗旨を傳えてゐる。因みに滿洲中央銀行法は公布されると共に即日施行され、三十一日には十一月一日附登記手續を終り、十一月一日滿洲中央銀行は新發足をなした。

滿洲中央銀行法改正要綱によればその掲げる方針は次の如くである。

現下經濟諸般の情勢の進展に即應し滿洲中央銀行をして其の本來の使命の遂行に遺憾なからしむると共に、その職能として政府と一體と爲り金融統制の實行に當るべき體制を整へしむる爲左記要領に依り滿洲中央銀行法の全面的改正を爲さんとす

滿洲中央銀行法改正に關する政府當局談によつて更にその要旨とするとを抽出して見れば「金融統制は本來政府の行ふところであり、今回の中央銀行法改正によりその根本には何等變化があるのではなく、中銀の行ふ

- 6) 日本銀行法第一條乃至第十六條及第六十四條乃至第七十二條の規定は、昭和十七年三月二十日より之を施行す。
- 7) 新滿洲中央銀行法第四十條に但書がある。

金融統制の仕事は多くは實際上の動きとして政府の方針に従ひ統制の目的を圓滑に達成することを期するものである。ついでには今次改正の要旨を中央銀行の組織と運営に分ちてその重點を取上げることにする。

二 組 織

滿洲中央銀行はその創設においては株式會社として出發したものである。併し乍らその實質は單なる株式會社ではなかつた。従つて中央銀行を今次の改正において特殊法人としたことについては機構を本質的に改變したる如きも實質上の變化を生起することにはならない。即ち中央銀行は株式組織なりしたため法定の株主を設ける必要上役員を名義上の株主としたものであり、結局政府以外の資本は入らざるままに持續されてゐた。今次の改正における特殊法人化は高度に國家任務に即應せんとする意圖を強度に反映したことを見れば足る。

第一條 滿洲中央銀行は國家經濟總力の適切なる發揮を圖る爲國家の政策に即し通貨の調節、金融の調整及信用制度の保持育成に任ずるを以て目的とす、滿洲中央銀行は法人とす

第二條 滿洲中央銀行は法令の定むる所に依り通貨及金融に關する國の事務を取扱ふものとす¹⁾

右條文において明らかなる如く滿洲中央銀行は特殊法人化されたわけである。更に右條文における重要事項は滿洲中央銀行の持つ使命が明示されてゐるに於てである。この點に關しては日本銀行條例のそれより日本銀行法への改正に當つての日本銀行の使命について明示されたところと軌を一にするものである。日本銀行法第一條には「日本銀行ハ國家經濟力ノ適切ナル發揮ヲ圖ル爲國家政策ニ即シ通貨ノ調節、金融ノ調整及信用制度ノ保持育成ニ任ズルヲ以テ目的トス」といひ、第二條に「日本銀行ハ專ラ國家目的ノ達成ヲ使命トシテ運営セラルベシ」とするは新日本銀行の全貌を示すものである。更に獨逸新ライヒスバンク法(Gesetz über die Deutsche Reichsbank)

1) 滿洲中央銀行法、第一條、滿洲中央銀行は株式會社とし國內通貨の流通を調節し其の安定を保持し金融を調節す

2) 一九三九年六月十五日公布

において公的任務を明らかにしてゐるものをこの種の傾向において知ることが出来る。滿洲中央銀行をして株式會社よりして特殊法人に改組せしめし所以は實に國家經濟總力を最高度に發揮せしむるに即應して金融部門における機能強化を意圖せるものの法規化されたところにある。

滿洲中央銀行の從來の資本構成は資本總額三千萬圓であつたが、今次の改正においては約三倍となつて一億圓に引上げられた。蓋し中銀の實狀を以てすれば三千萬圓より一億圓に引上げられたことは適切なる措置といはれるところであるが、この點についても實質的には差當つての變化は伴はない。三千萬圓の資本において當初は半額半募集であつたから半額即ち千五百萬圓の半額七百五十萬圓を第一回拂込とし爾後の拂込を経て千五百萬圓が拂込済資本となつてゐたが公募せずして全部政府出資であつた。この點今次の改正においては資本金は一億圓とし、全額政府より拂込むものであつて、公募についての餘地は全面的に抹殺されたことは見方によれば大變革となつたものであるが、肩替の方法が後顯の如く内部的措置において完了し得るものであつた。

第四條 滿洲中央銀行の資本金は一億圓とす、政府は資本金の全額を用資すべし

前項の出資は之を數回に分ちて拂込むことを得⁴⁾

資本金一億圓については分割拂込を可能としてゐるのである。現實に採られた方法によれば現狀を以てすれば變化を伴ふものではないが、その機構上に持つ擴大は明文に表れた如く實施されたわけである。第一回拂込金は四分の一に該當する二千五百萬圓であつて、それは舊拂込済資本金一千五百萬圓と舊滿洲中央銀行の積立金一千萬圓とを以て充當することになつた。

この點について日本銀行法との比較を求めて見る。從來の日本銀行條例は日本銀行の資本金を六千萬圓とし内

3) 荒木光太郎、新日本銀行の性格、經濟學論集、第十二卷第四號 pp. 5-6
滿洲中央銀行、國際調查彙報、第十一冊 pp. 2-4
4) 舊滿洲中央銀行法、第四條第一九條
5) 新滿洲中央銀行法、第四十二條

四千五百萬圓の拂込濟であつた。ここに一億圓に増資されたるについては五千五百萬圓は將來の必要に應じ政府自らが出資することになつた。株主は出資者となつたわけではあるが、尙存積の餘地は認められてゐる。もつとも利益處分については制約されてゐる。資本構成についてはここに求めんとする對照があり、それは出資者についてである。日本銀行法においては第六條に規定して出資者の資格を日本人たることに制限してゐるけれども出資の餘地があり、即ち政府が全額の出費をなすものではない。滿洲中央銀行は過去において舊滿洲中央銀行が株式會社たりしより新滿洲中央銀行を特殊法人とするといふ變革を機構上に織込んだことは、過去において一般公衆の事實がなかつたことは知り得るけれども、新滿洲中央銀行には民間出資の餘地が残されてはゐない。滿洲中央銀行の從來の機構は名目上の株式會社にとどまつたものであつたことは前顯の如くであるが、明文上特殊法人化せられたことは同時に政府の全額出資を内容とすることになつたものである。比較するに日本銀行は過去において株式會社であつたことは當然一面公募を持つてゐたものであり、これは特殊法人化せられた今日においても出資者として出資證券を有してゐることになつた。日本銀行は民間出資の餘地を残したとはいへ、在來の株式組織におけるものよりは利益處分については制約されてゐることは既に若干觸れたところである。この利益金處分については民間出資の餘地を残してゐる日本銀行とその餘地を持たざる滿洲中央銀行においては當然相異するところが生起して來る。これ等については後顯の經理事項に譲る。

職員規定としては從來においても總裁、副總裁は政府之を命ずるものとして通常株式會社における役員構成よりは制約の度高きものであつた。併し乍ら理事、監事については株主總會の選任を前提としたものである。今次の改正は中央銀行に國家任務の專念を期する建前において公的性格が強化されたものであるから役員選任につい

6) 日本銀行法、第七條、第三十九條、第五十四條
7) 前掲、新日本銀行の性格、pp. 13-14
8) 舊滿洲中央銀行法、第二十條

ても株主總會の要を見ない。加之中央銀行の職員は公務員と看做されるといふ域にまで擴大したものである。

第十條 滿洲中央銀行に役員として總裁、副總裁各一人、理事六人以内及び監事三人以内を置く⁹⁾

第十七條 滿洲中央銀行の職員は之を法令に依り公務に従事する職員と看做す

前項の職員の範圍は經濟部大臣之を定む¹⁰⁾

これ等に關しても日本銀行の職制に略同様なるものを日本銀行法第十四條以下に對照することが出来る。¹¹⁾因みに滿洲中央銀行法においてはライヒスバンクにおける法律顧問 (Bankjuristlar) の規定或は日本銀行における參與の規定に相當するものは取入れてない。¹²⁾

三 運 營

滿洲中央銀行の業務は中央銀行としての發券業務乃至國庫業務を營み其他一般業務にもその許されたる範圍内において仰び得る規定であつた。¹⁾改正法においてはその列項事務規定を對照する時、新中央銀行が改組強化されて國家銀行としての性格を反映してゐることは勿論であり、それは後顯に譲り、その第十八條に前進の態勢を別途の角度から見出し得るものがある。

第十八條 滿洲中央銀行は左の業務を行ふものとす

一、商業手形、銀行引受手形其の他の手形の割引

二、手形、國債其の他の有價證券、地金銀其の他の確實なる擔保ある貸付

三、預り

四、爲替

五、商業手形、銀行引受手形其の他の手形の賣買

9) 日本銀行法、第十四條

10) 公務員と看做される範圍は (一)滿洲中央銀行の役員 (二)滿洲中央銀行の使用人にして守衛、小使其の他の勞働に従事する者以外の者

11) 新滿洲中央銀行法、第十條—第十六條 12) 前掲、新日本銀行の性格 p. 10

六、國債又は經濟部大臣の認可を受けたる債券の賣買

七、地金銀及外國通貨の賣買

八、手形の取立、保護預り其の他前各項の業務に附隨する業務

第十九條 割引歩合、貸付利子歩合の規定(省)

凡そ中央銀行としての業務は通貨調節に加へて信用調整に操作圓滑なるを期さなければならぬ。各國の中央銀行において金融市場操作に進出する方法は手形割引と公開市場政策において實施されて來たものである。²⁾ 滿洲中央銀行においても手形割引政策は既に舊規定においてこれを明文に掲げたものであるが、公開市場政策は未だ實行に移されてゐなかつた。新規定においては中央銀行自體が手形賣買を通じて金融市場操作に乗出すわけである。かくて中央銀行の金融市場操作に占める役割は積極の度を加へるものであるが、公開市場政策に進出することは中央銀行の公的性格の強化によつてのみ遂行され得るといふものではない。この種の金融市場操作は中央銀行の業務自體を通じて金融市場調整の建前において遂行されんとするものでもある。ともあれ滿洲中央銀行の業務規定の内容に明文を以てこの公開市場政策が挿入された。滿洲國當局が認める如く短期市場が未だ育成途上にある現段階においてはただそのことだけで即時に金融市場調整が敏活とはならないとしても、將來における滿洲中央銀行の活動が待望される觀點である。

日本銀行法においても日本銀行條例における業務規定において比較對照されるはこの點についてである。もつとも日本銀行においては昭和七年國債賣却による市場操作は公開市場政策を實施したものととして傳えられるところである。經濟界の實情に即してこの種措置は實際上は採用されたとはいへ、ここに日本銀行法は法規上これを掲げたものである。滿洲中央銀行の改正法においても公開市場政策について積極的態勢となつたものである。

1) 舊滿洲中央銀行法、第十條、第十四條、第十七條、第十八條

2) 田中金司、金本位制と中央銀行政策、P. 391, p. 415-416

業務規定において特殊の場合に無擔保貸付が行はれることになつてゐることも舊規定に見られなかつたところである。

第二十條 滿洲中央銀行は政府に對し擔保を徵せずして貸付を爲すことを得

滿洲中央銀行は經濟部大臣の認可を受け公共團體其の他信用確實なる者に對し擔保を徵せずして貸付を爲すことを得

日本銀行法においても第二十二條において無擔保貸付の規定を持つ。前掲の公開市場政策といひ共に中央銀行機能の積極化であるがそれだけ通貨膨脹への警戒に重要性が伴ふわけである。³⁾

經理事項については剰餘金の三割積立を要することについて若干の留意點がある。

第三十二條 滿洲中央銀行は毎事業年度に經濟部大臣の認可を受け準備金として剰餘金の百分の三十以上を積立つべし

前條の承認及前項の認可ありたるときは滿洲中央銀行は遲滞なく剰餘金より前項の準備金を控除したる殘額を政府に納付すべし

舊規定においては損失填補について純益の百分の八以上、配當準備について百分の二以上を積立つることを要し、前項の積立の外百分の二十以上を積立つるを要したものである。⁴⁾然るに新規定においては剰餘金の百分の三十以上の積立を要すと簡易されたことは新舊の相異であるが、前述の如く滿洲中央銀行法人化に即應したものである。ここではこれに關聯したことはあるが寧ろ次の點について一顧を拂ふことにしたい。即ち、日本銀行も滿洲中央銀行も共に特殊法人化されたものではあるけれども、剰餘金の積立制度には相異するところがある。滿洲中央銀行は既述の如く特殊法人であり、その點日本銀行のそれと性格を同じくして過去の株式會社よりの特殊法人化となつたものである。併し乍ら滿洲中央銀行においては過去においても出資は事實上政府拂込であつたが、日本銀行には株主としての存在があり従つて新日本銀行においては從來の株主の地位も一般出資者として存続し

3) 前掲、新日本銀行の性格、pp. 18—19

4) 舊滿洲中央銀行法、第三十六條

てゐる。然るに滿洲中央銀行においては全額が政府の出資にかかるものであるから一般出資についての利益分配の考慮を全然必要としないわけである。日本銀行は準備金並に配當金を控除したる残額を納付するが、滿洲中央銀行は準備金を控除したる残額を納付することになるわけである。

滿洲中央銀行の存在たるや従前においても中央銀行たるの重要性に鑑み、監査規定ではなく、監督規定として政府は特に滿洲中央銀行管理官を置き管理せしめる旨規定してゐたものであり、其他監督條項を設けてゐた。新規定においては監督條項は一段と嚴密となつてゐることは、政府が滿洲中央銀行をして特殊法人化せしめしことに反映するわけである。

第三十四條 滿洲中央銀行は經濟部大臣之を監督す

第三十七條 經濟部大臣は特に滿洲中央銀行監理官を置き滿洲中央銀行の業務及事業を監理せしむ

右の如く經濟部大臣並に滿洲中央銀行監理官による監督を明示し、從來のこの種規定より強度のものとしてしる。經濟部大臣、滿洲中央銀行監理官の夫々よりする監督規定を設けたことは、舊規定において監理官を以てしたる管理規定に比し積極的に強化せしを明白に物語つてゐる。この點日本銀行法の監督規定におけるものに比すれば趣旨を均しくしてゐるものであり、同巧異曲のものである。ライヒスバンクにおいては監督權の所在が總統兼宰相の許にあり、特に管理官制度の設置なきはライヒスバンクはその性質が既に早くより官廳の一部であるといふ建前に置かれてゐるによるものである。然るに日本銀行乃至滿洲中央銀行は政府と中央銀行との區別の下に監督規定が淵源してゐるといふところにこの相異を生じたものと判別される。

滿洲中央銀行は完全中央銀行として金融中樞としての機能を發揮すべくここに一段の強化を見たわけであるが

5) 日本銀行法、第五十四條、第三十九條
 6) 滿洲中央銀行法、第四條、
 7) 日本銀行法、第四十五條、舊滿洲中央銀行法、第四十條

同時に滿洲中央銀行は自ら統制に立つ反面において統制される金融機構を育成すべき使命を脊負つてゐる。信用制度の育成の重要視されるは獨り滿洲國においてのみならず、その延長として滿洲中央銀行の持つ使命には後述の如く更に附加されるものがある。

第二十四條 滿洲中央銀行は經濟部大臣の認可を受け信用制度の保持育成の爲め必要な業務を行ふことを得¹⁰⁾

四 特 異

滿洲中央銀行法改正の契機は日本銀行の改組並に金融統制會の設立にあることは前述した。滿洲國當局としては中央銀行には公的性格の強化と共に金融統制會の設置も考慮分野として持つたわけである。滿洲金融市場の實狀は滿洲中央銀行が中樞となつて金融網組織の過渡期にあるわけであり、日本金融市場において金融統制會を設置したるとは事情を異にする。滿洲經濟の所謂後進性の故に金融統制會を別途に設置せずして滿洲中央銀行の機能の中に包攝せしめたわけである。滿洲中央銀行の持つ金融統制會的事業の遂行は特異なものとして取上げられるところである。

中央銀行の改組は國家意思を迅速強力に反映せしめ得るを基底とする。されば滿洲中央銀行は政府の行ふ金融統制には一體となつて協力するものとならなくてはならない。新中央銀行法第二十七條の規定するところは正にこの角度の事項を列項的に掲げてゐるのである。

第二十七條 滿洲中央銀行は政府の行ふ金融の統制に協力する爲め左の事業を行ふ

- 一、金融に關する政府の重要計畫に對する參畫
- 二、金融機關の資金の吸收及運用に關する指導統制

8) 日本銀行法、第四十四條一、第四十六條
9) 日本銀行法、新本銀行の性格、pp. 11-12
10) 日本銀行法、第一條

三、國外よりの資金導入に關する統制

四、金融機關の整備の促進及其の機能の増進

五、金融事業と産業との累密化の増進

而して右に伴ひ其の本來の目的達成に遺憾なきを期し、改組滿洲中央銀行の營む普通銀行業務は漸次移讓される。このことについては滿洲中央銀行の改組と相俟つてかねて着手されある地方銀行の今後の整備統合が注視される分野である。普通銀行業務の移讓は進展すればそれは地場銀行の設立機運を醸成するものであると共に、一面合併廢業が實施されるものである。

滿洲中央銀行の普通銀行業務の移讓は現状のままにおいて全面的に實施されるものではない。ここにはその態度は既に表明されたのであるが、地場銀行の育成強化、金融機構の統合整備と併行せしめるため、漸進的措置として具體化するわけである。

地方銀行の整備強化を前提して、改組滿洲中央銀行の普通銀行業務の移讓が圓滑に進展して行くわけであり、地方銀行の整備強化が重要課題として上提されて來る。中銀の普通銀行業務は有利營業として施行されたものではないことは大澤副總裁のいへる「中銀の普通銀行業務は滿洲金融界の後進性の故に中銀が他の金融機關では到底堪へ得ない大きな犠牲を拂つてやつて來たのであるから、これが分離と云つても一般金融機構の整備なくしてこれを實現することは不可能に近い」において經緯は明瞭である。中銀の行ひし普通銀行業務は採算を無視しても進出しなければならぬ向が伏在してゐたことは首肯されることである。一般金融機構の整備なくして普通銀行業務を移讓することは中銀の意圖するところとは逆効果を招來する。これを關總裁の訓示に徴しても、中銀の普通

銀行業務が滿洲經濟の特殊事情を背景に持つことを明示して居り、従つて各地における金融機關の發達程度並に地方特殊事情等を前提とする必要からして、普通銀行業務の移譲は漸進的に實施されるものとなるわけである。

漸進的とはいへ滿洲中央銀行の持つ性格は極めて積極的態勢に置換られた。前述諸般に積極的規定を見ることが出来たが、更に一箇條を追加してこの積極的態勢を明示することが出来る。

第二十八條 經濟部大臣は滿洲中央銀行の目的達成上必要ありと認むるときは銀行其の他の金融機關に對し滿洲中央銀行の業務又は事業の遂行に協力せしむる爲必要な命令を爲すことを得¹⁾

滿洲中央銀行法の改正に即して日本銀行法にこれを對照しつゝ、その要點を列舉してその異同を鑑別したところは以上の如きものである。日本銀行において見ればその通貨調節、金融疏通についての決定機關は大藏省となつたものであり、日本銀行としてはその決定された政策の實踐機關となるものである。この關聯は滿洲國においては經濟部と滿洲中央銀行に求められる。併し乍ら實踐機關としての分野とはいへ、政府と一體となつて金融統制の實行に當るべき態勢を採つたものであるから、それは國內的には金融業務の全面的に積極的に乗出したものである。それは完全中央銀行としての機能を整備せんための積極的改組であることは言を俟たない。ただ日本銀行の改組との比較において大きく抽出され得ることは、日本銀行法においては對外金融進出の權えがあるが、滿洲中央銀行のそれにはこれを備へてゐない。蓋し日本銀行の機構擴大は國際取引の必要ありとする實際情勢に即應せんとするに發したものである。國際金融²⁾についての規定を滿洲中央銀行法に缺いたとしても、そのことの故に積極性を缺くものではない。

更に日本銀行法との比較について發行兌換券の性質についての一項が抽出される。日本銀行發行券は最高發行

1) 滿洲中央銀行法、第二十九條、日本銀行法、第四十三條—第四十四條
2) 日本銀行法、第二十三條、第二十四條
ライヒスバンク法第二條にも一句が挿入してある。

額制限法を採用し、正貨準備と保證準備の制約より離脱してゐるのであり、金本位制度は國內的にはその存在を認められざる實情を反映して日本銀行法第二十九條が設けられたものである。⁴⁾ この點を滿洲中央銀行法に對照すれば左の一條文がある。

第五十七條 舊滿洲中央銀行の發行したる貨幣は滿洲中央銀行の發行したる貨幣と看做す

而して同國貨幣法は廢止されてゐないから、滿洲國側の措置はこの領域では堀下げられてゐない。もつとも滿洲國側も對策は將來に藏してゐるといふが現狀を以てすれば日本銀行法においては發行券の持つ管理通貨たる性質がより明らかになつたものといへる。但しこの點については日本側の貨幣法第二條の改廢が提案されてゐる向のあることは一應附加して置かなければならぬ。⁵⁾

滿洲經濟は建國十年を迎へ建設十年として回顧し得る域に到達した。滿洲中央銀行の果した經過は滿洲國生産力の擴充にこれを見るべきものも多いわけであるが現下世界狀勢にあつては滿洲國は北方圍の動向を示す重要な一翼である。事態は緊急的に措置されなければならぬが、そのことの故に暫定的處置に終り得るものではない。緊急性の要請に應答しつつそれは一時的であつてはならない。國家意思を反映して國家目的に一體となつてここに専念せんとする滿洲中央銀行は恒久的構への下に積極的な劃期的な改組を斷行した所以を見るべきである。

4) 日本銀行法、第二十九條、日本銀行銀行券ヲ發行ス、日本銀行條例、第十四條、日本銀行ハ兌換券ヲ發行スルノ權ヲ有ス
 5) 前掲、新日本銀行の性格、P. 41
 6) 山崎覺次郎、貨幣法第二條を削除すべし、貨幣、第二百七十八號